

電子保証の導入について

令和5年10月1日以降の入札公告若しくは指名通知する案件より、契約保証、前払金保証及び中間前払金保証について、電子証書の取り扱いを開始します。なお、紙による保証証書も従来どおり提出していただけます。

◆電子保証とは

電子保証とは、これまで書面により交付していた保証証書について、インターネットを通じて「電子証書」の交付から閲覧までを行う仕組みのことをいいます。

◆電子証書の対象となる保証証書

東日本建設業保証株式会社（以下「保証会社」という。）が提供するインターネット保証サービス（Net Desk）により発行された次の保証証書。

- ・ 契約保証
- ・ 前払金保証
- ・ 中間前払金保証

◆電子証書の提出方法

①保証会社から発行された認証キー（PDF ファイル）を契約管財課まで電子メールで送信してください。 提出先アドレス：keiyaku@city.takayama.lg.jp

※認証キー以外の書類（電子証書の閲覧画面をPDF化した書類等）を提出した場合は、保証証書の提出として認められません。必ず認証キーを送信ください。

②メールの件名に、保証名称（契約保証、前払金保証、中間前払金保証）、工事番号を記載してください。 例：契約保証（05 財管第〇〇号）

③電子証書の提出後、到達確認の電話を行ってください。（契約締結等の円滑な手続きのため、必ず到達確認を行ってください。）

◆電子保証等の申込、発行手続きについて

インターネット保証サービス（Net Desk）への登録手続き等については、保証会社にご確認ください。

URL： <https://www.ejcs.co.jp/e-surety/>